

受取方法選択届 兼 裁定請求書 【退職金用】



別紙(退職給付 手続きリーフレット)で内容を確認した上で、「退職金」について以下のとおり受取方法を選択します。
また、選択した受取方法に応じて、「裁定請求書」の内容に基づいた手続きを申請します。

YKK企業年金基金 御中

届出日 令和 年 月 日

所 属					職場 TEL		
従業員番号	フリガナ (戸籍上の)氏名 自置					印 シヤチハタ不可	
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別	男 ・ 女	
退職年月日	令和	年	月	日	最終出社日 (予定日)	令和	年 月 日
基本事項 住所	●退職日時点の住民票住所(必須)				*退職日時点の生活の本拠地が海外の場合は海外住所を記入。 *「退職日=日本出国日(または日本入国日)」の場合は、日本の住民票住所を記入。		
	国内	〒	都・道 府・県	区・市 郡	(退職に伴い生活の本拠地を海外に移す予定がある場合) → 日本出国日: 令和 年 月 日		
	海外	*英語で記入					
	(生活の本拠地を海外に移した日) → 日本出国日: 平成・令和 年 月 日						
	(生活の本拠地を日本に移す予定) → <input type="checkbox"/> 未定(退職後1年以内は無) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(日本入国日: 令和 年 月 日)						
●退職日以降の書類送付先(該当する方にチェック)				<input type="checkbox"/> 上記と同じ(記入不要) <input type="checkbox"/> 上記と異なる(要記入)			
国内	〒	都・道 府・県	区・市 郡	※アパート・マンション名まで記入			
海外	*英語で記入						
E-mail(任意)		@					
電話番号 (どちらか片方は必須)	自宅	-	-	携帯	-	-	-

受取方法	社員等であった期間(入社月~退職月)が20年未満の人
	<input type="checkbox"/> 一時金で受取る ⇒ 振込先記入・添付書類必要 <input type="checkbox"/> 他の制度に移す(移す制度に○をしてください) ⇒ 添付書類必要 [企業年金連合会・個人型DC・企業型DC・確定給付企業年金・厚生年金基金] ★ 次の選択肢は、2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ 選択可能 <input type="checkbox"/> 一時金の受取時期を退職時まで繰下げる(遅らせる)
(注)社員等だった期間に応じて受取方法は異なります。	社員等であった期間(入社月~退職月)が20年以上の人
	<input type="checkbox"/> 60歳*から年金(5年確定年金)で受取る ⇒ 60歳以上の方は振込先記入と添付書類必要 ※60歳以上で退職した場合は退職または65歳のいずれか早い方から <input type="checkbox"/> 一時金で受取る ⇒ 振込先記入・添付書類必要 <input type="checkbox"/> 他の制度に移す(移す制度に○をしてください) ⇒ 添付書類必要 [企業年金連合会・個人型DC・企業型DC・確定給付企業年金・厚生年金基金] ★ 次の選択肢は、2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ 選択可能 <input type="checkbox"/> 受取開始時期を66~75歳に繰下げる(遅らせる) ⇒ 繰下希望年齢[66歳・67歳・68歳・69歳・70歳・71歳・72歳・73歳・74歳・75歳]に○をしてください ★ 次の選択肢は、2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ 選択可能 <input type="checkbox"/> 受取開始時期を退職時まで繰下げる(遅らせる)
(注)「他の制度に移す」の選択をした方でDBがある場合はDBも一緒に移す必要有。	
(注)66~75歳に繰下げた方でDBがある方はDBも同じ年齢まで繰下げる必要有。	

振込先	フリガナ	フリガナ	種別	口座番号(右詰)			
	銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合	支店 支社・支所 出張所 営業部	普通				
口座名義		基本事項欄の氏名(フリガナ)と同じ					
*基本事項欄の氏名(フリガナ)と異なる場合は余白に記入							

* ボールペンで記入してください。(フリクション等の消えるタイプのペンは不可)
 * 訂正箇所は2重線で訂正し、名前欄と同じ印を押印してください。(修正液や修正テープでの訂正不可)
 訂正箇所印がない場合、再提出となり、手続きのスケジュールが遅延する場合があります。
 * お預かりした個人情報、年金または一時金受給手続に使用し、第三者に開示・提供する事はありません。
 * 本人が意思決定できない場合や自筆できない場合は、事前に基金(03-3864-2086)へご連絡ください。
 * 社員等であった期間が20年未満の人の一時金の時効は、退職後10年(退職時まで繰下可能な人が繰下げしなかった場合は65歳到達から10年)となります。

基金処理印	
確認者	係